報告第4号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年3月17日

提出者 足立区長 近藤弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相	手 方	事 件 の 概 要
平成27年2月16日	総額59	足立区関	原在住者	足立区関原三丁目 4
	9,200	A ほか 2	0 人	3 番から 2 4 番先に
	円			おける補助第138
	(各相手			号線その1 工区排水
	方の決定			施設整備工事の施行
	額は内訳			に際し、相手方所有の
	書のとお			塀等の工作物を破損
	り)			させた。

相手方別損害賠償額決定内訳書

	相 手	方	決定	額
1	足立区関原在住者A			14,980円
2	足立区関原在住者B			10,700円
3	足立区関原在住者C			51,360円
4	足立区関原在住者 D			12,840円
5	足立区関原在住者E			34,240円
6	足立区関原在住者F			72,760円
7	足立区関原在住者G			14,980円
8	足立区関原在住者H			128,400円
9	足立区関原在住者I			10,700円
1 0	足立区関原在住者J			10,700円
1 1	足立区関原在住者K			10,700円
1 2	足立区関原在住者 L			10,700円
1 3	足立区関原在住者M			10,700円
1 4	足立区関原在住者N			10,700円
1 5	足立区関原在住者O			85,600円
1 6	足立区関原在住者P			29,960円
1 7	足立区関原在住者Q			14,980円
1 8	足立区関原在住者R			10,700円
1 9	足立区関原在住者S			25,680円

2 0	足立区関原在住者T	17,120円
2 1	足立区西新井本町在住者	10,700円